

「放課後等デイサービス利用契約」重要事項説明書

本重要事項説明書は、株式会社 J Y F L D とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当法人の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

株式会社 J Y F L D では、利用者に対して放課後等デイサービスを提供します。
当サービスの利用は、原則として児童福祉法に基づく介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 株式会社 J Y F L D の概要
2. 事業実施地域
3. 職員の体制
4. サービスの内容
5. 利用料金および費用とのお支払方法
6. サービスの利用方法
7. 契約期間内の自動終了
8. 緊急時の対応
9. 損害保険
10. 苦情の受付について
- 署名欄

株式会社

J Y F L D

1. 放課後等デイサービスかなでの概要

事業所の種別	放課後等デイサービス
所在地	札幌市中央区大通東7丁目12-50
電話番号	011-596-9915
施設長（管理者）	佐々木 千鶴
施設の目的	神経発達症と診断された児童（限局性学習症・ADHD・ASD等）や不登校児の自立に向けた学習面・対人面・社会性等の向上を目指した支援を目的とする。
施設開設年月日	平成26年4月3日
事業所の定員数	10名
事業の運営方針	1：施設の職員は、児童及び保護者が可能な限り個々の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、児童に対して児童福祉法に基づく必要な放課後等デイサービスを適切に行います。 2：事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保護・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

サービス提供契約範囲

札幌市（中央区・白石区・豊平区・東区・北区）及び近郊

3. 職員の体制

職種	員数	専従	兼務	常勤加算後	指定基準
管理者	1		1		1
児童発達支援管理責任者	1	1			1
保育士	1	1			1
児童指導員	2	2			1
その他	4	4			

4. サービスの内容

開設	月曜日から土曜日	長期休暇営業時間
時間	月～金 13:00～19:00 土 9:00～15:00	月～金 10:00～17:00 土 9:00～15:00
対象児童	6歳から18歳（小学校1年生～高校3年生）	
定員	1日 10名	
活動内容	・学習支援 ・小集団活動 ・余暇活動 ・ライフスキルトレーニング・学習計画・受験対策 ・認知機能強化トレーニング（コグトレ） ・ペアレントトレーニング（希望時） ※ 送迎（応相談）	

5. 利用料金および費用とのお支払方法

- (1) 介護給付費受給対象サービスの「利用者負担額」
- (2) 介護給付費支給対象外サービスの「実費負担額」
- (3) お支払方法…毎月中旬に請求書を配布。納入袋にて徴収。
- (4) キャンセル料

6. サービス（支援）の利用方法

(1) 契約

- ① 当事業所デイサービスの利用が決定した場合は、契約行為を行い、そのうえでお子様の個別支援計画を作成し支援を開始します。
- ② サービスの提供にあたっては、適切な処遇を実施するため、お子様の「心身の状況」、「生活環境」、「生育歴」のほか、他の福祉・医療等の関係機関の利用状況及びご家族の状況を把握させていただきます。

(2) サービスの利用日時について

- ① お子様の利用する日時を、契約時に決定いたします。
- ② サービス提供予定日に、利用者の都合でキャンセルされる場合は、別日への振り替えは要相談ください。
- ③ サービス提供予定日に、当事業所の都合によりお休みさせていただく場合がある際は、事前にお知らせいたします。また、可能であれば別日に振替利用ができるよう調整します。

(3) 支援の実施

- ① 支援内容について、事前に生育歴や本人の様子を聞き取り面談にて行います。支援の方向性を検討し、そのうえで個別支援計画を作成し計画に沿って支援を行います。
- ② 利用にあたって不安や心配がある方は、ご遠慮なくお申し出ください。安心してご利用いただけるように配慮いたします。
- ③ デイサービス利用中、お子様の体調不良などにより時間を繰り上げる場合もありますので、ご了承ください。

(4) サービスの実施記録について

- ① サービス実施記録について
当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容を記録します。
- ② 利用者の記録や情報の管理、開示について
当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し利用者の求めに応じてその内容を開示します（開示に際して必要なコピー代などの諸費用は、利用者の負担となります）。なお、個別支援計画及びサービス記録は、サービス提供日より5年間保存します。

7. 契約期間内の自動終了

- (1) お子様が施設に入所したとき
- (2) 放課後等デイサービス介護給付期間が終了し、その後受給者証の交付がないとき
- (3) お子様が死亡したとき
- (4) 無連絡のキャンセルが続いたとき
- (5) 長期入院、相当期間の利用ができないとき
- (6) 契約期間が満了したとき

8. 緊急時の対応

デイサービス利用中に発熱等体調不良などにより、サービスに耐えられないと判断した場合は、時間を切り上げる場合があります。また、緊急を要する状態が発生した場合は、保護者に連絡、救急車の手配、主治医に連絡するなどの必要な処置を講じます。

9. 損害保険

当事業所は以下の損害賠償保険に加入しています。
三井住友海上火災保険株式会社 施設賠償責任保険

10. 苦情の受付について

(1) 当事業所に対する苦情の受付

当事業所に対する苦情は、以下の担当者が受け付けます。

- ◆ 苦情受付担当者
施設長（管理者） 佐々木 千鶴
- ◆ 苦情解決責任者
株式会社 J Y F L D 松栄 正

(2) 行政機関、その他の苦情受付機関

当事業所での苦情解決に不満等がある場合、次の機関へ苦情を申し出てその解決を求めることができます。

- ◆ 北海道福祉サービス運営適正委員会（北海道社会福祉協議会）
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7
専用電話 (011) 204-6310
*「北海道福祉サービス運営適正委員会」は、福祉サービス援助事業の適正な運営の確保及び福祉サービスに関する苦情解決を行うことを目的として設置された都道府県段階の中立的な第三者機関です。
- ◆ 札幌市保健福祉局保健福祉部障がい福祉課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話 (011) 211-2938

令和 年 月 日

放課後等デイサービス利用にあたり契約書および本書面に基づいて、
重要な事項を説明しました。

事業者 【住 所】 札幌市中央区大通東 7 丁目 12－50

【名 称】 株式会社 J Y F L D
放課後等デイサービス かなで

【説 明 者】 印

私は契約書および本書面において放課後等デイサービスの
重要な事項について事業者より説明を受けました。

利用者 【利用児童】 住所

氏名

【保 護 者】 住所 同上

氏名 印

児童との関係（ ）